

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業としての社会的責任を自覚し、持続的に企業価値を高めていくことを基本とし、経営機構における監督機能を強化するとともに、透明性、適法性を確保しつつ、迅速な業務執行体制の確立を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
白石 崇	2,479,920	48.40
株式会社SBI証券	243,223	4.74
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	185,700	3.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	127,500	2.48
宮脇 邦人	120,500	2.35
株式会社チェンジホールディングス	116,120	2.26
MSIP CLIENT SECURITIES	95,200	1.85
横田 重夫	83,700	1.63
JPMorgan証券株式会社	64,077	1.25
楽天証券株式会社	61,800	1.20

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

(1)上記大株主の状況は、2025年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

(2)上記のほか、当社保有の自己株式が683,151株あります。

(3)「割合(%)」については、分母から自己名義株式を除いた数値を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉川 浩永	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉川 浩永	○	該当事項はありません。	吉川浩永氏は、事業会社における取締役としての豊富な経験を有しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。 また、同氏はかつて親会社であった株式会社デジタルホールディングス(旧株式会社オプトホールディング)において2014年まで業務を執行しておりましたが、出身会社を退職してから相当な期間が経過し、またその間独立した活動を行っており、出身会社の意向に影響される立場にないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査人と監査役は、相互に計画書や監査書類に閲覧し、情報交換を定期的に行っております。
また、内部監査人と監査役及び会計監査人との間の情報交換、意見交換については、期末及び四半期ごとに開催される四半期クリアランスミーティングに内部監査人と監査役が出席することで情報の共有を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野村 透	他の会社の出身者													
大雲 卓雄	その他													
高木 美咲穂	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野村 透	○	該当事項はありません。	野村透氏は、事業会社において経理部長を務めるなど、財務及び会計に関する豊富な知見を有しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
大雲 卓雄	○	該当事項はありません。	大雲卓雄氏は、司法書士としての豊富な経験を有しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
高木 美咲穂	○	該当事項はありません。	高木美咲穂氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所の独立性基準に基づき、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた取締役の報酬限度額の範囲内において、取締役会決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役や社外監査役のサポートにつきましては、管理グループにて行っております。取締役会の資料は取締役会の3日程度前までにアジェンダや基本資料を送付し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。この体制により経営の意思決定機関である取締役会に業務執行の権限と責任を集中させ、別に監査役及び監査役会に取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに機能的に十分に牽制の効くコーポレート・ガバナンスの体制が確立されております。

当社定款により取締役の員数は8名以内、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定められており、本書提出日現在、取締役会は取締役5名(内、社外取締役1名)で構成されております。また、監査役の員数は、5名以内、任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定められており、本書提出日現在、監査役会は監査役3名(全て社外監査役)で構成されております。取締役会は原則月1回開催するほか必要に応じて機動的に開催し、経営上の意思決定機関として法令及び定款に定められた事項ならびにその他重要な経営に関する事項を決議し、それに基づいた業務執行状況を監督しております。

また、常勤取締役、常勤監査役、執行役員及びマネージャーが出席する予算進捗会議を開催し、経営状況と業務運営について審議し、経営判断の迅速化と適正化を向上に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会制度を採用しており、取締役会による業務執行の監督と監査役による監査を軸とした経営監視体制を構築しております。当社がこのような体制を採用している理由は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」1. 基本的な考え方」で記載のとおり、企業としての社会的責任を自覚し、持続的に企業価値を高めていくことができる体制であると考えているためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知については、早期発送(開催日の2週間前以上)に努め、自社ホームページにおいても掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日は、他社の集中日を避けるとともに、株主が出席しやすい場所(ホテル等)を確保してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討課題と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトにて開示することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を定期的を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を定期的を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在具体的な検討は行っておりませんが、今後の株主構成を考慮しながら検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトにて開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理グループがIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、投資家、地域社会をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことができることが重要であると考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	現在具体的な検討は行っておりませんが、今後、検討課題であると考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「投資家への適時、適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものである」ということを認識し、「投資家の視点に立った迅速、正確かつ公正な会社情報の開示を徹底する」ことを基本として対応してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。業務の適正性を確保するための体制として、会社法に基づく「内部統制システム整備の基本方針」を定める決議を行っており、概要は以下のとおりです。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」におきましても、当該制度の内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告の信頼性確保に努めております。

- イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ホ. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項
- ト. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- チ. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- リ. その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを確保するための体制
- ヌ. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方およびその整備状況

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とはいかなる関係も持たず、不当要求等については毅然とした態度で対応することを方針としております。その内容につきましては、社内通達や朝礼等の機会を利用し、定期的に周知徹底を図っております。当社における反社会的勢力排除体制として「反社会的勢力排除に関するマニュアル」を制定し、反社会的勢力対応部署は管理グループ、その責任者は管理グループ担当取締役と定めております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

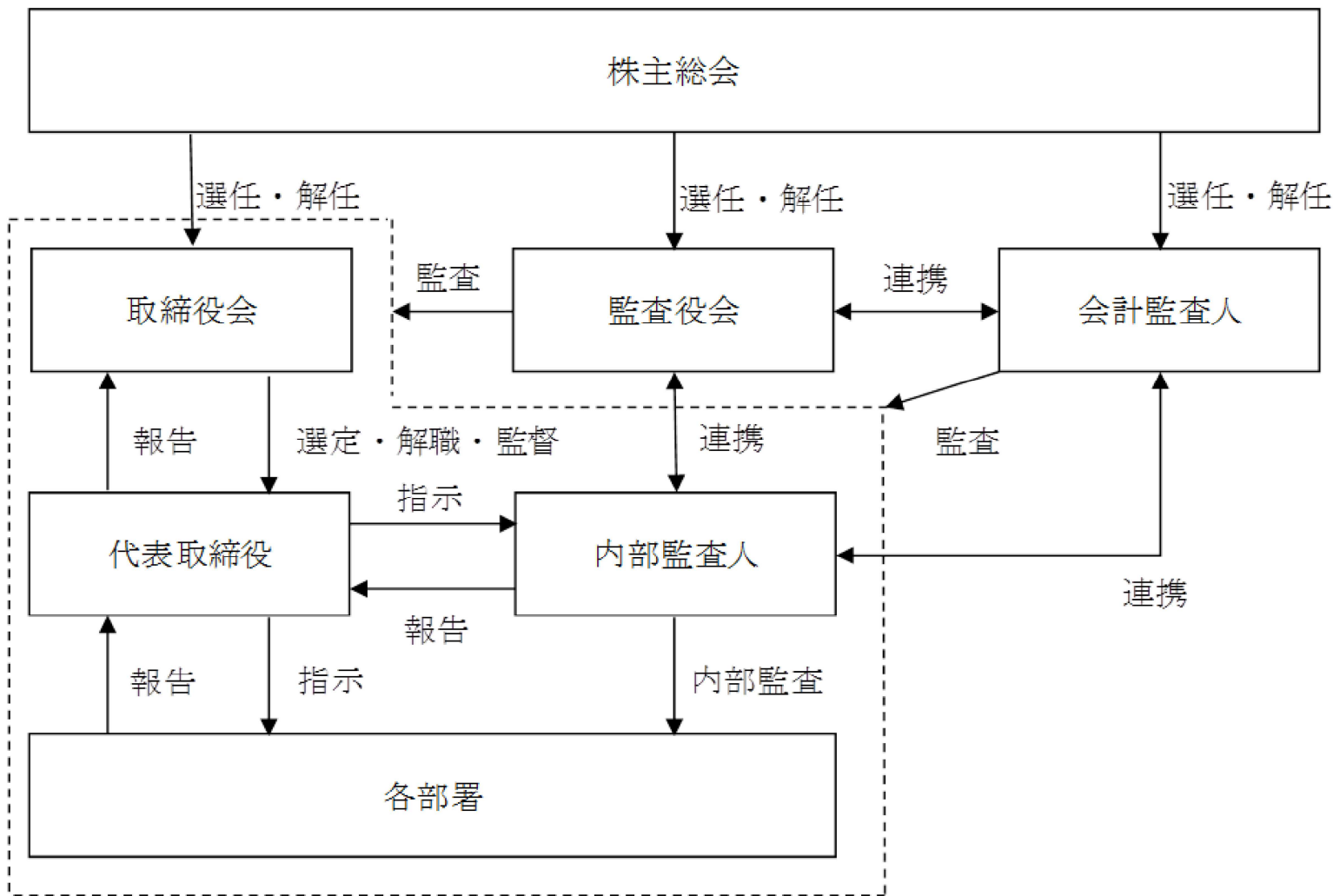
買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

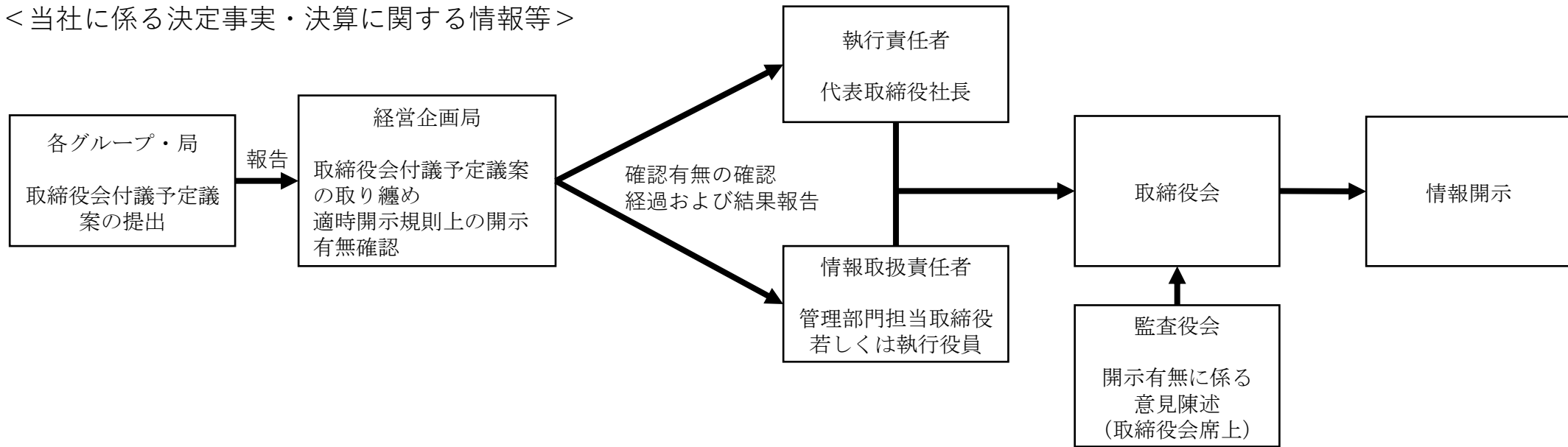
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の通りです。

【コーポレートガバナンス体制・適時開示体制の概要】



<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<当社に係る発生事実に関する情報等>

